

所沢市北秋津・上安松土地区画整理組合

区画整理ニュース 24号



令和7年1月吉日発行

謹賀新年

◇◆◇ 理事長挨拶 ◇◆◇

新年あけましておめでとうございます。組合員の皆様におかれましては健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

年頭にあたり謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年は元日に能登半島地震に始まり、大型台風の上陸など甚大な自然災害による被害が相次いだ一年でした。被災者の方々が一日も早く平穏な日常へ戻られますことを心よりお祈り申し上げます。一方で、パリオリンピック・パラリンピックでの日本代表の活躍など人々に希望と感動を与える明るいニュースもありました。

さて、当事業におきましては、道路工事がほぼ完了し、宅地の造成につきましても完了してまいりました。完了した土地については随時皆様に使用収益開始の通知をしていく予定です。

工事も終盤に差し掛かっておりますが、最後まで気を引き締めて、迅速かつ安全に工事を進め、皆様が住みやすく、安心安全なまちづくりの達成に向け、役員一同全力で事業の運営に取り組んでおりますので、どうぞご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

そして、最後になりますが、組合員の皆様のご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げ、年頭の挨拶とさせていただきます。

所沢市北秋津・上安松土地区画整理組合

理事長 肥沼一彦

◆◆◆仮換地の変更について◆◆◆

組合では、令和8年6月の換地処分に向け準備を進めていきます。

それに伴い、令和6年度末で仮換地変更の申請手続きを停止させていただきます。

については、換地処分後に実施する区画整理登記が完了するまでの間、仮換地分割申請やそれに伴う従前地分筆ができなくなります。

売却や土地利用で分割等の仮換地の変更を検討している方は**令和7年3月**までにご相談ください。ご不明な点がございましたら事務局までお問い合わせください。

◆◆◆組合からのお願い◆◆◆

●土地の権利の異動について

組合では、土地の権利関係の最新情報を常に把握する必要があります。

相続や、土地の売買等で、権利を変動する予定や、変動が生じた場合は届出が必要となりますので組合までお知らせください。

●生産緑地を宅地化する際の雨水対策について

当事業で造成している調整池での受け入れ可能な雨水は、計画宅地のみの面積で計算されており、生産緑地部分については除外されております。

そのため、将来相続等で生産緑地を解除し、宅地として開発する際は宅地内で雨水を処理する必要があります。

建築等の際、所沢市より雨水貯留浸透施設の設置の指導が行われると思いますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

また、土地の売買等を行う際にも、このことを相手方に十分説明しておいて下さい。

◆◆◆発行・お問い合わせ先◆◆◆

住所 埼玉県所沢市大字北秋津418-5

電話 04-2946-8566 FAX 04-2946-8564

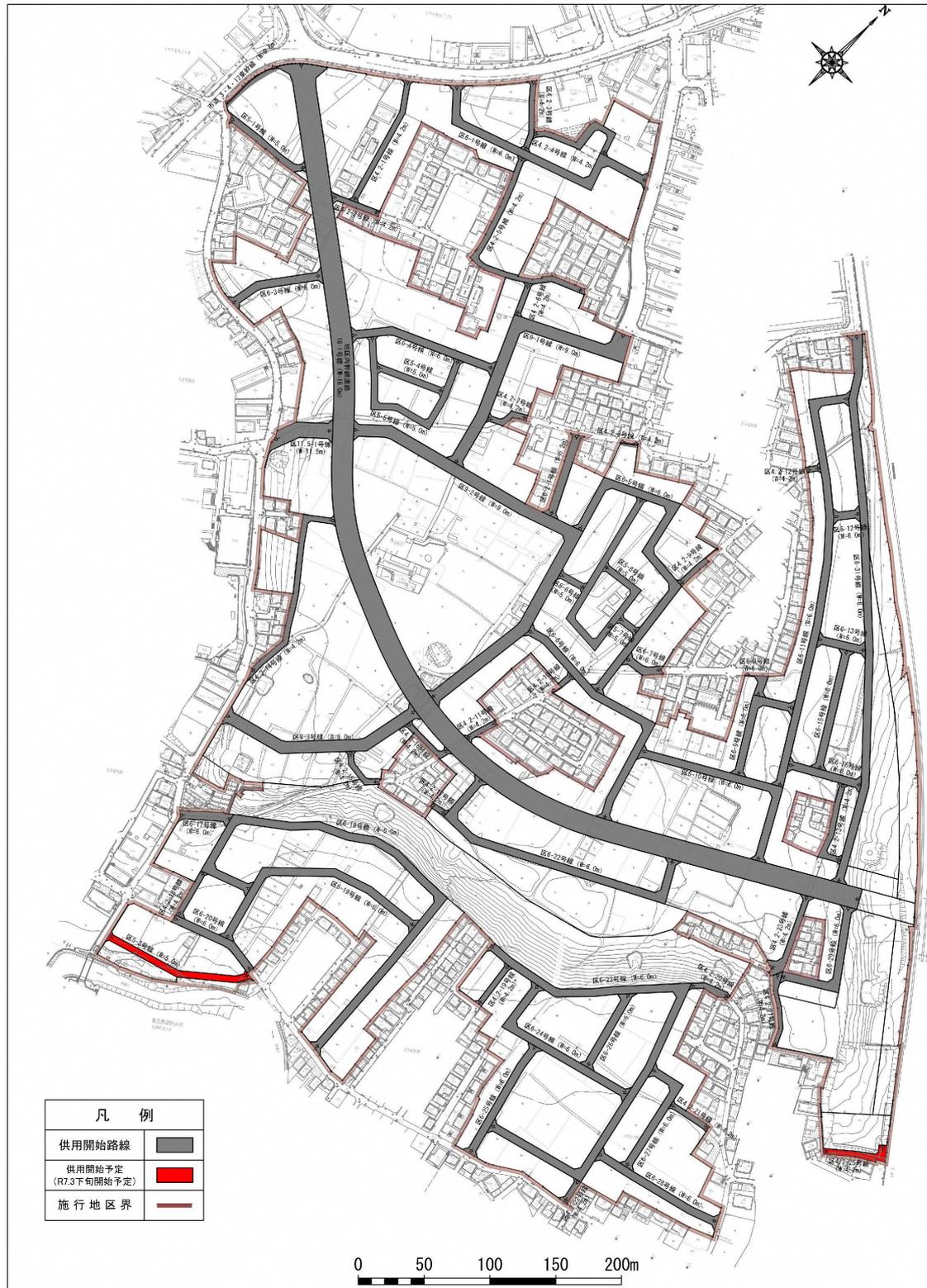
Mail kitaakitsukumiai@vega.ocn.ne.jp URL <http://kitaakitsu-kamiyasumatsu.com>

◆◆◆道路供用開始のお知らせ◆◆◆

下記のとおり道路供用を開始しておりますのでお知らせします。

残りの2路線については3月に予定しております。

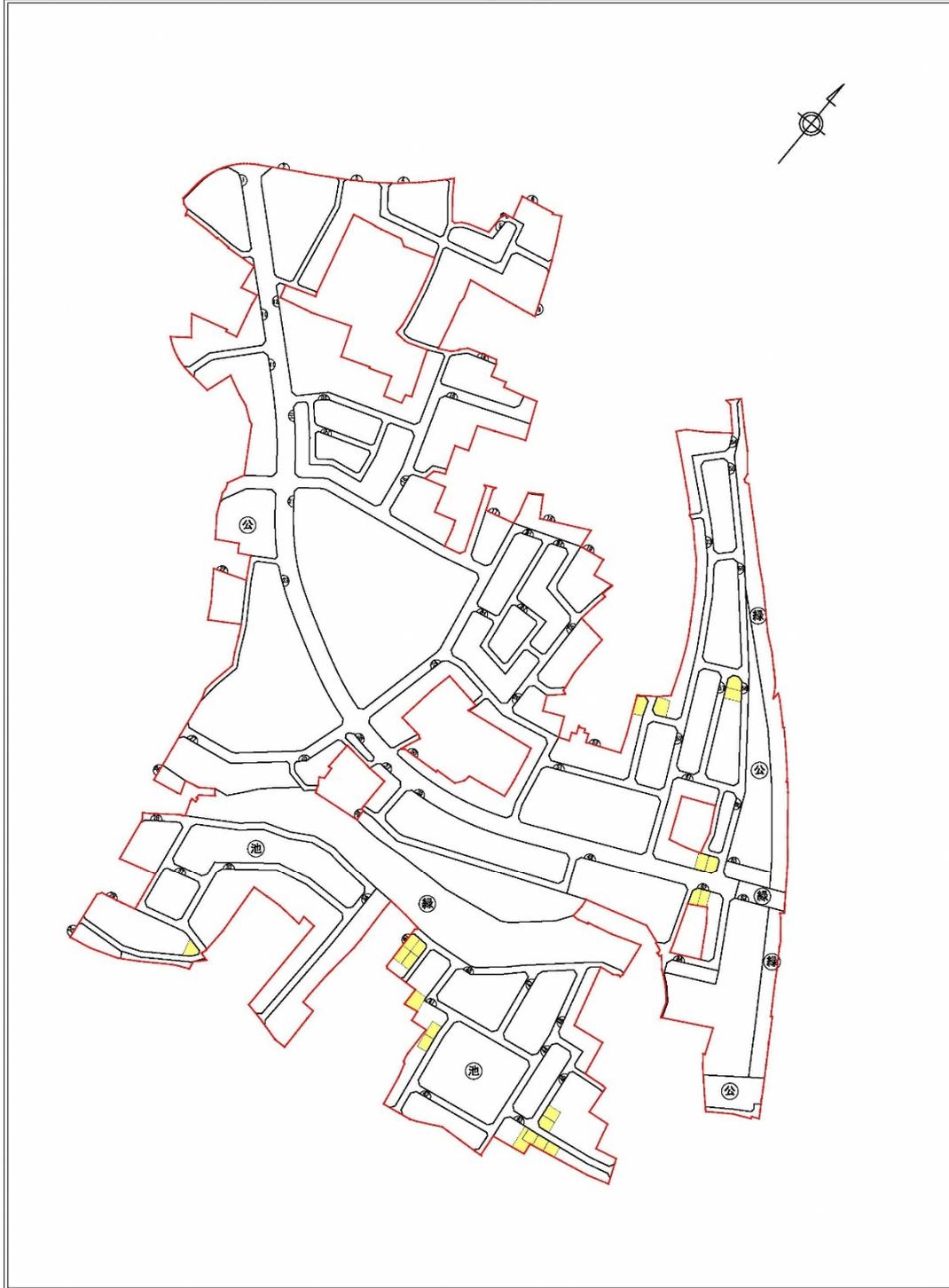
所沢都市計画事業 北秋津・上安松土地区画整理事業 道路供用開始図



◆◆◆保留地販売のお知らせ◆◆◆

2月から随時保留地の販売をしていきます。販売の手続きやスケジュール等の詳細については、今後組合ホームページなどにおいてお知らせします。

所沢都市計画事業
北秋津・上安松土地区画整理事業 保留地位置図 縮尺 千分之一



所沢市北秋津・上安松土地区画整理組合